

ひとり ひとり ひかる

きぼう

2008 10/1
第54号

発行：かしの木の会/かしの木の里内 一宮市富田字砂原 2147 : kasisato@f7.dion.ne.jp

榎の木園 : kasien@k3.dion.ne.jp 榎の木作業所 : kasisyo@k2.dion.ne.jp

かしの木 ホームページ [http : www.h3.dion.ne.jp/~kst/](http://www.h3.dion.ne.jp/~kst/)

榎の木盆踊り大会



※ 真夏の一大イベント【盆踊り大会】

平成20年度の榎の木盆踊りが、8月10日(日)に榎の木作業所のグラウンドで開催されました。毎年10日前後は、雷雨や台風にも悩まされていたのですが、今年は朝から快晴。酷暑日でしたが、さすがに夕方5時になると、心地よい風が……。多くの来賓の方と、地元のお客さんに集まっていただき、額に汗をしながら盆踊りを楽しんでいただきました。また、恒例のバザーや模擬店もあり、踊りの合間に「みたらし」や、「フランクフルト」をほおぼる姿もあちらこちらに

8時の終了の花火も、いつもより多く上がり、真夏の夜のひと時を、たくさんの方が楽しむことができたと思います。

【54号きぼうの目次】

表紙・写真・目次	p. 1
福祉情報コーナー/障害者自立支援法	p. 2~4
かしの木の会コーナー①/広報・バザー委員会	p. 5
かしの木の会コーナー②/麦の会	p. 6
施設コーナー/G. H. C. はぎわら	p. 7
文芸コーナー/悲しき連鎖	p. 8~9
お知らせコーナー/行事予定など	p. 10

福祉情報コーナー

障害者自立支援法 その12

～ テーマ ～

障害程度区分判定

平成20年7月29日、埼玉県和光市にある国立保健医療科学院で行なわれた、都道府県障害程度区分指導者

研修に参加させていただきました。福祉サービス選択や、自己負担額の決定に、重要な役割を果たす障害程度区分だけに、興味と向学心を持って緊張しながら参加してきました。そしてなによりも期待していたことは、新しい障害程度区分判定についての講話です。この情報が欲しかったのです。しかし・・・



何が問題となっているのか

では、現在の障害者程度区分がどんどころに問題点があるのか振り返ってみましょう。



① 現在の障害程度区分の一次判定の項目が、介護保険の認定調査の79項目がベースとなっているという大きな問題があります。障害特性のことも配慮して、106項目にしましたが、あくまでも介護という視線にたった見方は、精神や知的の障害を持った方の、真の障害特性を

反映することは難しいと思われます。

② 認定調査員の方の障害の理解がどの程度かによって、区分判定に影響がでてくることがあります。日頃障害を持った方と接する経験が少ない方、例えば看護師さんや高齢者のヘルパーさんが調査員であれば、少々心配です。逆に、面接を受ける側、判定される側にも、真の姿を上手に伝える方が必要です。基本的には、ご自分の障害について、こと細かく調査員に伝えていくことが望ましいのですが、特に知的障害の方は、それが困難な方が多いと思われます。家族の方が、代弁者として調査を受けます。ここでも、施設の支援者や相談事業者のような専門員が同席すれば、より確かな情報が伝わるでしょう。

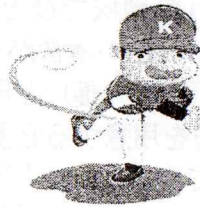


③ 二次判定に必要な、医師の意見書についても、色々な課題があります。この意見書を作成する場合、主治医が望ましいといわれていますが、その医師が障害についてはよく分らないと回答する場合もあると聞きます。そもそも、定期通院もしていなく、常用薬を必要としない方は、主治医がいない方も多いはずですが、それでも、初対面の医師でも、手続き上市町村は意見書を依頼する形となります。依頼された医師も、困惑しているはずで

④ 二次判定において、もう一つの課題は、審査会の委員構成にあると思われます。審査会というのは、7～8名の委員

の方が、コンピューター処理の一次判定の結果を踏まえた上で、聞き取り時の特記事項・医師の意見書などをもとに、よりの確に区分を判定していくものです。

その委員のすべての方が、障害特性を理解されて的確な判断がされていることを望むのですが・・・



今、現在もこの方法で進行中

このような、色々な問題点を抱えたままスタートした障害程度区分ですが、すでにこの判定により福祉事業のサービス選択に支障をきたしている多くの方がみえるのも事実です。そもそも、障害区分判定は、障害保健福祉施策と介護保険を統合させるために、介護保険の要介護認定を模して出来上がったことは前述のとおりです。であれば、自立支援給付と介護保険の統合が白紙になった今、やはり障害程度区分判定の見直しも行うべきではないでしょうか。

見直しはいつか？新区分判定はどのようなものか？

厚労省の方からは、やはり特に知的障害や精神障害の方の区分判定について、早急に障害特性を反映した調査項目と判定基準が必要と考え、勉強会を何度も開催して、試行錯誤していると聞きました。その内容はというと・・・

現在の調査項目106項目から、身体障

害に係る項目80項目、知的障害・精神障害に係る項目110項目で190項目にすること。評価の領域を、介護給付にかかる支援の必要性だけの1領域でみていたものを、生活介助と行動支援・生活自立支援という3領域に分類して評価するといったこと。その3領域の評価が、総合評価となり障害程度区分判定につながっていくこと。

まだ、実際の調査内容とかが、明らかにされていませんし、各領域の評価がどのように数値化され、区分に繋がっていくかも分りにくいところがあります。この障害程度区分の見直しは、今年度中に法案が提出され、21年度に改正法が成立し、報酬も改定されるようです。そこで、開発されたソフトを利用して、一部の市町村で試行され、新区分の施行となります。ということで、改正法施行は早くても22年度になってしまうとのことです。

本当の支援とは？



障害のある人にとっての

必要な支援は、室内での衣食住の基本的な動作で区分された障害程度だけで決められません。必要な支援の内容や量は、その人のとりまく環境や、どのような日中活動や生活を送りたいかといったニーズによって決められるべきだと思われます。今度、改正される新区分判定では、利用者の生の声を拾い上げる調査と反映された区分結果ができるように期待したいと思います。

檜の木作業所 只井秀明

福祉情報コーナー

しょうがいの重い人達の 地域生活への支援を望む。

「ぼくも街に出て暮らしたい・・・」。しょうがいを持つ人のなかなか叶わぬねがひがあります。実際に自活訓練事業などにより、民家でのケアホームの暮らしを体験した人は自分の思いを述べることができます。平成20年度末には当福祉会4軒目のケアホームが動き出します。

しょうがいのとても重い人達もまた、親元を離れ、独立して、地域の一軒家で共同生活を夢見ています。親御さん達は県下近隣地域のケアホームの実践を幾つも見学し、今年4月28日に重症心身障害者のケアホームが長野県上田市で取り組まれていることを知り、職員も一緒に見学して来ました。片道4時間半の道のりでしたが、車中話が尽きません。そこはNPO法人シャインの経営でなんと「医療的ケア付き」というものであります。床暖でウッディなゆったり感のある素敵な建物でした。対応された現場責任者の青年の篤い想いとガンバリに心打たれました。遠く鳥取からも見学に来ると聴きました。

これまで重症心身障害者は在宅か病院又は併設する施設でしか暮らすことができていません。在宅では誰が支援しているか。それは母親であります。母親は自分が風邪を引いても介護の手は止められません。母親が入院の場合は本人は短期入所になります。

障害者自立支援法が施行されてから、県は本年度から重症心身障害者の短期入所に加算をつけました。重症心身障害者のケアホームに看護師配置加算をつけてくれました。また、平成20年度より国はケアホーム整備補助金を特別対策としてつけてくれました。しかしいずれもわずかなものに留まっています。例えばケアホーム整備補助の件数は愛知県下で昨年が8軒、本年度は1軒に過ぎないそうです。重度障害者等包括支援は要件が難しく単価も低い。ケアホームへは訪問看護は

入れないという。縦割り行政の弊害では済まされません。なおかつ、愛知県コロニーこぼと学園から地域移行計画が出されています。このような状況で、お母さんが倒れたら、重症心身障害者を社会で受けられるのでしょうか。

それぞれの地域でひとつは重症心身障害者のケアホームの運営が求められています。日中活動（生活介護）と居住の場（ケアホーム）の両方を用意する必要があります。上田市でも見て来ました。「どんなにしょうがいが重くても本人もその親も普通に暮らせる地域社会をつくる」という理念を実現していきたい。ニーズがあります。あまり先延ばしできません。

これまで4軒のケアホームは賃貸又は物件の取得で進められてきました。重症心身障害者のケアホームは新築しなければなりません。来年度の整備計画になりました。車椅子を必要とする人達です。移動介助は二人掛かりになります。お風呂にリフトもいります。床暖も必要になります。贅沢なわけではありません。多くを他力に生きる状態にあるからです。食事も多く介助がいります。食べるときの姿勢や本人の摂食に技術と経験がいります。医療的ケアはライセンスがいります。本人自身がおいしかった、快適だった、健康でいられるなどは支援者との関係の中に生じるほど、関わる人の想いや技術に委ねられているとって良いと思います。介助者の行為が映し出されます。言語がない彼らから、どれだけの訴えを引き出し、響くことができるのか。暮らしは命の営みと言えます。重いしょうがいや病気や苦痛を伴う中から見せるあの笑顔を消さないようにしたい。

この4月にカフェふらっとがオープンする前に、らちえっとグループでチラシ配りに出掛けました。萩原商店街のお年寄りの方々は温かく受け取ってくれました。その後らちえっとでどこへ散歩に行こうかと話し合うと仲間達は萩原商店街へ行きたいと言う。みんなは心からの笑顔が大好きです。地域に笑顔の福祉の花があちらこちらに咲くことを希望しています。 かしの木の里 石田和夫

かしの木の会コーナー①

(A)「広報委員会」の紹介

私達、広報委員会は、この広報誌「きぼう」の発行を、企画・編集・印刷・折込・発送準備の手順で行っています。

企画では、「きぼう」をどのような内容にするのか、原稿をどのような団体にお願いするのかなどを話し合いますが、ある日の企画会議は、たった3人だけでした。

こんな状態で広報誌「きぼう」が続けていけるのだろうか?と思い、やる気を失くしそうになるときもあります。以前は、広報委員で取材にいったりもして、頑張るぞ!という気になっていたこともあったのに…。今では、人員不足でそれもなかなか難しいです。

それでもなんとか原稿は集まります。原稿を書いて下さる方々のご協力には、本当に感謝しております。

原稿が集まったら、次は編集です。原稿を読み、誤字・脱字等いろいろチェックし、手直しをします。それを印刷ができるよう、パソコンに入力します。

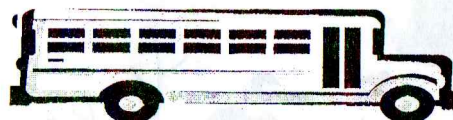
次は、印刷です。印刷の日は印刷だけでなく、封筒に宛名シールをはって、折込の準備をします。発行部数が多いため、意外と時間がかかり、午前中で終わらずに、午後まで時間がかかってしまうこともあり、「もう少し、手伝ってくださる方がいてくれたらなあ」とつくづく思うこともあります。

最後は、折込と発送の準備です。印刷ができた数枚の原稿を、一部ずつの「きぼう」に仕上げていきます。それを、折って宛名シールの張られ

た封筒に入れて終わりです。折込にはお手伝いして下さる方々も結構集まっていたので助かります。

そんなに大変な仕事でもないと思いますが、委員会の人数が少ないのでスムーズにいかないこともあります。どうか、折込の仕事以外にもご協力をお願いします。

広報委員会 橋本久美子



(B) バザー委員会からのお知らせ

バザー用品提供のお願い

今年も11月3日に第9回かしの木フェスティバルが開催されます。提供して頂ける不用品がございましたら、宜しくお願ひします。

お願ひしたい物

家庭用品(タオル・シーツ・鍋・食器・石鹼等)

衣料品(新品又は新品同様の物・和服は中古可)

カバン・靴・本・

布地(綿のみ)

食料品(期限切れでない物)

お断りさせて頂きたい物

家具・電化製品・人形・ぬいぐるみ・

干支置物楽器類・着古し衣料

・持ち込み先

かしの木の里

TEL=0586-63-2111

・会員さんはプレハブ(希望)に直接持ち込んでください。

・受付期間 10月1日~10月末まで
宜しくお願ひ致します。

かしの木の会コーナー②

「麦の会」近況報告

麦の会も早いもので、今年発足5年目を迎えました。今年度は、正会員2名が新たに入会し、高等部3年生から中学3年生の子を持つ親10名で活動していくことになりました。



※家族って大事だよなぁ!!!

地域での活動を大切にしていきたいという願いのもと、昨年「知的障害児の地域活動を支援する会 麦の会」と名称を変更しました。今までは、「まずは資金作り。」とバザーが活動の中心になりがちだったのですが、昨年度はレクリエーション活動や檜の木福祉会、かしの木の会の余暇活動を通じてお互いの子どもをよく知ることができました。

また、子どもたちも会のメンバーを意識する姿も見受けられるようになり、充実した一年を過ごすことが出来ました。

本会で一番年少の会員の子どものも、早や中学3年生です。限られた時間の中でどのような方向性をもって4年間の活動をしていけばよいのか検討していたときに、かしの木の会にてのひらの会の皆さんが入会されまし

た。お互いの活動内容や考え方など何度か話し合いをさせていただいた結果、同じ方向性を持っていることが分かりました。2月には、当時檜の木園管理者の只井さん（現在は檜の木作業所管理者）を講師にお迎えし、合同学習会を開くことが出来ました。その後も、6月にはてのひらの会の皆さんの主催でNPO法人「子どもの虐待防止ネットワーク・あいちCAPNA」の事務局長であり、特別支援学級の教諭をしていらっしゃる兼田智彦さんをお呼びしての学習会に参加しました。10月には2つの会合同で施設見学を実施する予定です。このように、今後もお互い力を合わせて学習会やレクリエーションを行うことにより、さらに質の高い活動を展開していくことができると確信しています。

もちろん、私たち「麦の会」の方も定例会、各種バザー出店、機関誌「むぎむぎ通信」の発行など継続的な事業をこれからも行っていきます。最後に、かしの木の会の皆様には先輩として「麦の会」の今後の活動を見ていただき、益々のご指導、ご支援などいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。



※麦の会レクリエーション会より。

「麦の会」代表 笥 静 香

施設コーナー

G. H. C. はぎわら

「GHCはぎわら」…こんな事業所が檜の木福祉社会に存在していたんですね…。あまり知られていないとは思いますが、今年度より檜の木福祉社会の中の一つの事業所として稼働しているのです。事業所の場所は、昨年萩原町にオープンした「みずきの家」の2階に事務所を構えさせてもらっています。今回はせっかくの場ですので、「GHCはぎわら」を紹介させていただきます。

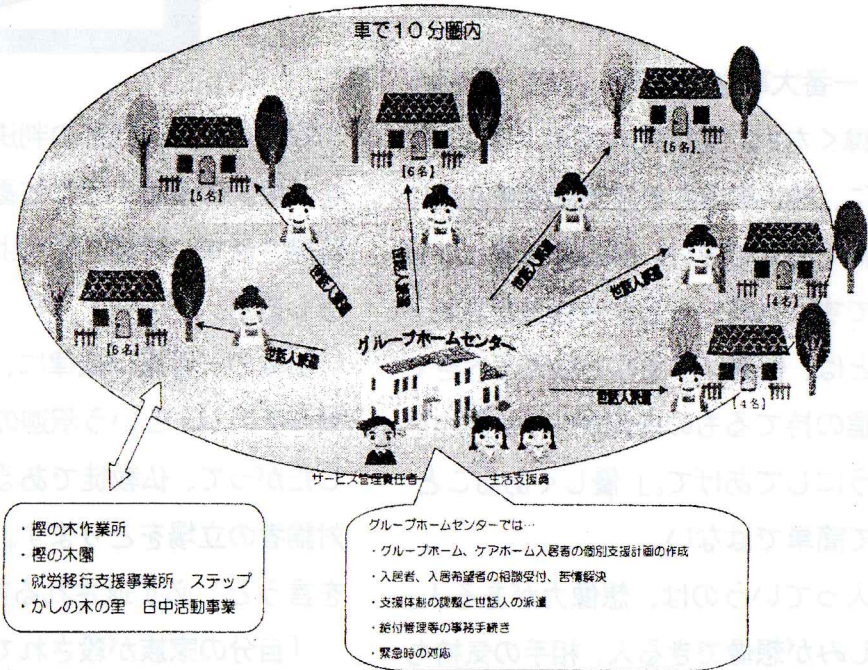
そもそもGHCって何？という話ですが、これは何となくお分かり頂けると思います。「グループホームセンター」の略です。グループホームセンターと言うと一般の方にホームセンターと間違われてしまったことがあったので、敢えて、グループホーム支援センターと言わせてもらっています。そして、萩原地区を中心に檜の木福祉社会のグループホーム事業を展開していこうということで、萩原にその拠点を設けることになりました。ついた名前が「GHCはぎわら」です。

障害者自立支援法に変わり、グループホームに関わる制度も大きく変わりました。今まではグループホーム一つ一つが一つの事業所として取り扱われていましたが、自立支援法では、複数のグループホームで「グループホーム群」を形成し、一つの事業所として取り扱うことが可能になりました。つまり、複数のグループホームをまとめて「GHCはぎわら」という事業所名にしているわけです。そして「GHCはぎわら」では複数のグループホームを総合的に管理・運営することで、より柔軟で効率的、効果的な対応が可能になっていま

す。図1を参考にしていただければ、イメージしやすくなると思います。

さて、それでは「GHCはぎわら」ではどのようなことをしているのか…。「GHCはぎわら」はグループホームの運営管理から入居者の方のライフプランニング、相談、直接支援などなど、総合的にグループホーム事業を行っています。具体的には世話人さんの配置や連絡調整、ご家庭との連絡。また、入居者の方の健康管理、金銭管理、余暇支援、相談、各種手続きなどを行います。特に余暇支援については、居宅介護事業所「きーが」との連携により入居者の方の希望に添った余暇の過ごし方を提供できるよう日々努力をしています。

グループホーム・ケアホーム群体系図



グループホーム支援センターの機能としてはまだまだ十分とは言えませんが、これまでの「こぶしの家」「みずきの家」「あおきの家」の3つのグループホームに続き、さらにグループホーム事業が歩みを止めることなく、発展していくことにより、地域生活支援の充実が図られることと期待しています。今後、「GHCかいめい」「GHCそぶえ」「GHC…」な～んで増えていくといいですね。そんな数年先のことを思い描いてみるとちょっと楽しくなってきましたか？

※便宜上、グループホームと記載しましたが、「こぶしの家」「みずきの家」「あおきの家」は制度上、ケアホームに分類されます。GHCはぎわら 河本

文芸コーナー たものです。

悲しき連鎖

平成20年6月24日(火曜日)の中日新聞朝刊の20ページ話題の発掘、ニュースの追跡の中に、瀬戸内寂聴さん(86歳)の記事があった。

瀬戸内さんは、比叡山延暦寺「禅光坊」の住職で、著名な作家でもある。この記事の最後のくだりに次のようなことが書いてありました。

「人間、一番大事なのは優しいということ。子どもは偉くなれ、金持ちになれと言わず、優しい人に、他人の苦しみを想像できる人になれ、と育ててください。男も女も優しけりゃいいんです。」「幼いころから自分がされて嫌なことは、他者にするなと教えるべきです。」「自信の持てるものを何か一つ、見つけられるようにしてあげて。」優しくあることは、決して簡単ではない。

「優しい人っていうのは、想像力がある人。他者の苦しみが想像できる人。相手の気持ちを想像できなければ、優しくはできない。」

「だから、優しい人にするためにまず想像力を養うべきです。それには本を読ませなさい。」云々

これらの文章は、元々少女連続誘拐殺人事件の宮崎勤元死刑囚らの死刑執行が、当時の鳩山邦夫元法務大臣の下での死刑執行としては、13人目となったことをきっかけに、寂聴さんから意見を伺った記事から抜粋し



寂聴さんは、死刑の判決と執行が続く現状を「殺人の連鎖」として憂い、事件を死刑で終結させず、背景を考えようということを提言します。

「仏教の一番重い戒律に、『殺スナカレ、サセルナカレ』という釈迦の教えがあります。」したがって、仏教徒である彼女は当然死刑反対論者の立場をとります。しかし、死刑反対を言うと、必ず返される言葉があるという。

「自分の家族が殺されても考えを貫けるか。」「被害者の肉親の苦しみを思えば、死刑反対などと言えないではないか。」という二つの問いである。

「もちろん、家族が理不尽に殺されたら、たまらない悲しみと苦しみを味わうに違いない。」「だからこそ、死刑で加害者を抹殺してしまいたくない。」「被害者と遺族の悲しみを思うと、死刑反対といい続ける自分の心にたじろぎを覚えます。」

しかし、趣旨は曲げません。」と寂聴さんは言います。

2001アメリカ同時多発テロで長男を失った夫婦は、「こんな無駄な殺し合いは二度とやってほしくない。相手を報復で殺すのは嫌だ。」と言いました。寂聴さんは言う。

「死刑も殺人にほかならず、殺人の連鎖でもある。それよりなぜ起きたかを考えないと。」

本年4月にも、山口県光市の母子殺人事件で、広島高裁は被告の元少年に死刑を言い渡した。「妻と子を殺された夫は、少年を死刑にしてほしいと言いましたね。あの悔しさは本当によく分かります。」寂聴さんはそう言って、「だけど…」と加える。「あの少年が本当に死刑になったとき、

被害者の夫は『ああ、せいせいした』と思うのでしょうか。心は今でも揺れ、これからも揺れると思います。」

そして、「なぜ、ああした犯罪をする子ができたか。境遇に同情するのではなく、背景の解明を」と繰り返します。「貧困や虐待、家庭や学校の教育の問題があったかもしれない。だとしたら、われわれ大人がつくった社会の責任。ひとつのようには言ってもらえない。」内閣府の世論調査では、死刑容認は8割を超えるといわれる。世論を盾にするかのように、鳩山元法務相は執行を続けた。

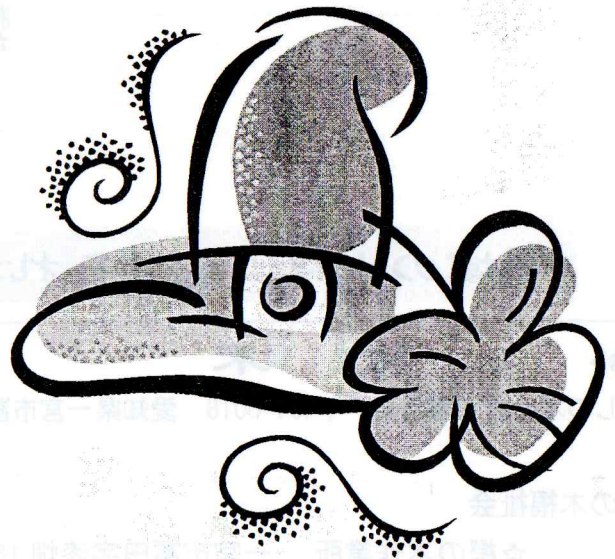
「皆さん、被害者の側に身を置いて考えるんですね。自分は加害者にならないと思っている。人間って非常に危うい存在。絶対に自分が加害者にならない保証はない。」私たちが、幼い時から「人を傷つけてはいけない。」

と教えられるなどして身に付けている教養や自制心が、「断ち切られる瞬間がある。」という。文頭のくだりは、「誰でもよかった。」

「死刑になりたい。」そんなせりふを吐く若者による無差別殺傷事件が続発する中、寂聴さんが説法で説いたものである。

このような社会問題の記事は、ずいぶん重いものかもしれませんが、こうした問題は日常茶飯事なものとして、テレビなどの情報通信機器を通して、容易に一般家庭に入り込んできています。

今回は、瀬戸内寂聴さんという有識者の意見を本誌読者の皆さんに紹介させていただきました。



※ せとうち・じゃくちょう 徳島県出身、東京女子大卒。代表「夏の終わり」「花に問え」「現代語訳源氏物語」など。2006年、文化勲章受賞。

樫の木園 橋本

お知らせコーナー

【行事予定 10月～12月】

10月18(土)～19(日)
一宮ボランティア活動展

10月19(日) ふれあいバザー

10月25(土)～26(日)
びさいまつり

11月03日(祭日) 第9回かしの木フェ
ステバル

11月09日(日) ふくしの集い

11月23日(日) コスモスまつり

11月29日(日) 祖父江黄葉まつり

☆ ボランティアさん募集

毎月のレクレーション等の行事と一緒に楽しみたい方！作業と一緒に手伝ってくださる方！何でも結構です。先ずはご連絡ください

檜の木福祉会

かしの木の里 担当 武田

檜の木園 担当 伊藤 まで

檜の木作業所 担当 山本

自主製品 販売中

檜の木園 花苗、何でもひも

檜の木作業所 お掃除シート・ワイパー

かしの木の里 ビーズ、革、とんぼ玉、陶芸、5本指靴下、さをり織り、手芸、押し花、木工、石鯨など

お近くにお越しの際は、是非、お立ち寄りご覧ください。

地域の人々に支えられ、地域の人々と共に

かしの木

かしの木の会 事務局 〒494-0018 愛知県一宮市富田字砂原 2147 番地 Tel 0586-63-2111

かしの木の里内 Fax 0586-61-1200

檜の木福祉会

☆檜の木作業所 一宮市富田字漆畑 16 番地 Tel/Fax 0586-61-6055/61-6514

☆檜の木園 一宮市富田字若宮 17 番地 Tel/Fax 0586-62-8202/62-8253

☆ステップ 一宮市明地字上平 35 番地の1 Tel/Fax 0586-68-1207/68-1241

☆かしの木の里 一宮市富田字砂原 2147 番地 Tel/Fax 0586-63-2111/61-1200

☆ふらっと 一宮市萩原町串作字女郎花 1617 番地 8 Tel 0586-67-5070

☆グループホーム支援センターはぎわら

☆みずきの家 一宮市萩原町串作字女郎花 1616 番地 3 Tel 0586-67-1787

☆こぶしの家 一宮市開明西石亀 43 番地 5 Tel 0586-44-3972

☆あおきの家 一宮市萩原町串作字女郎花 1580 番地 1 Tel 0586-69-8881